



広島県報

号 外
第 9 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

| | | | |
|----|----------------------|-------|----------|
| 告示 | 新たに生じた土地の確認及び町の確認 | | (市町行財政室) |
| 告示 | 新たに生じた土地の確認及び字の区域の確認 | | |
| 告示 | 町の区域の変更 | | |
| 告示 | 字の区域の変更 | | |

告 示

広島県告示第三十六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が広島市佐伯区の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、広島市長から届出があった。
 平成十九年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | |
|--|---------------------|--------|-----|
| 位 置 | 上 欄 | 面 積 | 下 欄 |
| 海老園二丁目の一〇〇九及び一〇一〇の地先、海老園三丁目の一〇四四及び一〇四五の地先並びに海老園四丁目の一〇四五の一三から一〇六〇に至る地先及び一〇五八の地先 | 五〇、三七四・九 九平方メートル | 海老園三丁目 | |

広島県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。
 平成十九年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | |
|--------------------------------------|--------------|----------|-----|
| 位 置 | 上 欄 | 面 積 | 下 欄 |
| 呉市倉橋町字旭町一八〇六の六から一八〇九の四を経て一八〇九の五に至る地先 | 四一・四〇平方メートル | 呉市倉橋町字旭町 | |
| 呉市倉橋町字旭町一八〇九の五から一八一〇の三を経て一八一〇の五に至る地先 | 一〇八・七四平方メートル | 呉市倉橋町字旭町 | |

広島県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市佐伯区の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、広島市長から届出があった。
 平成十九年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

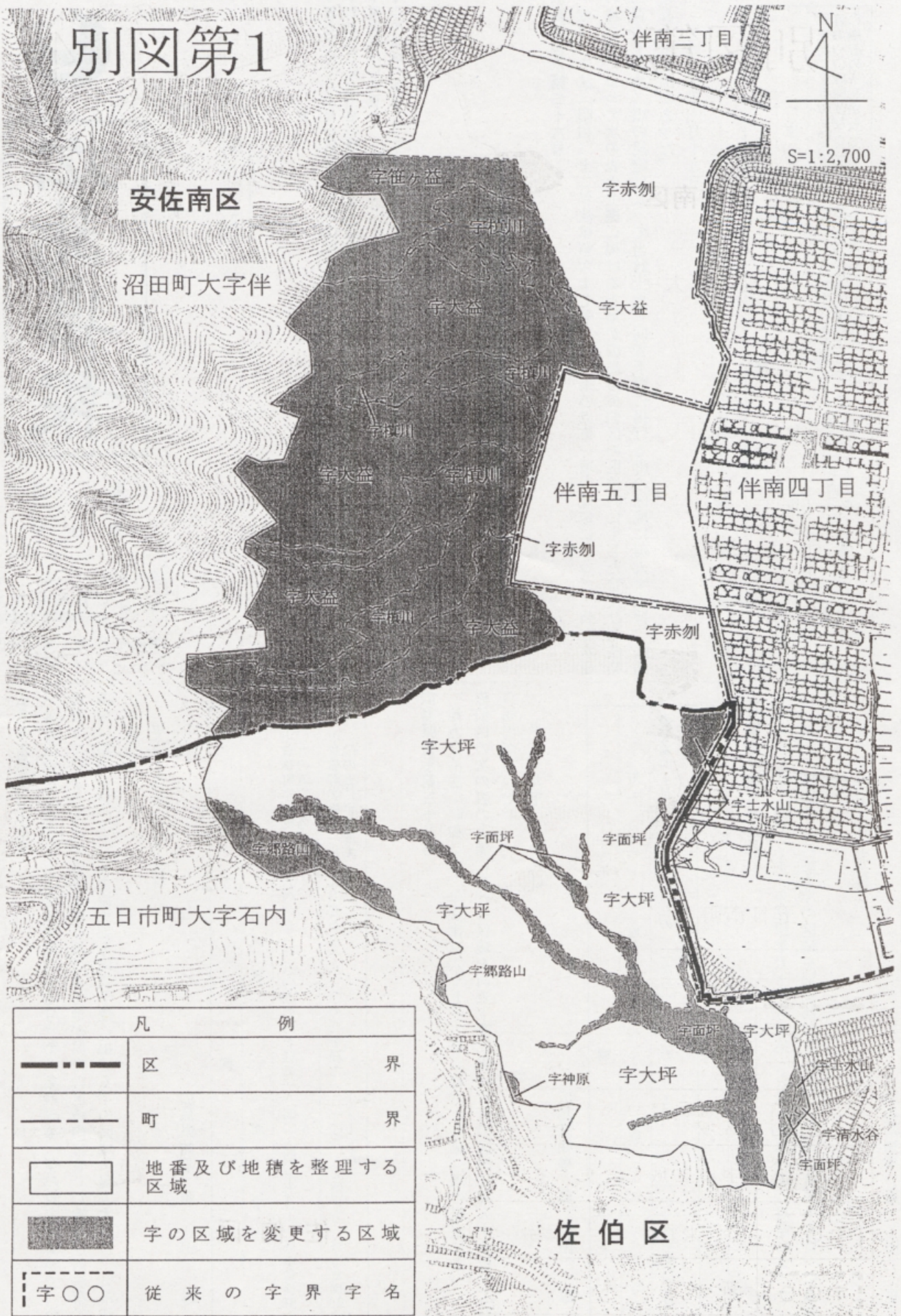
| | | | |
|--------|-------------------------------|--------|-----|
| 町 | 上 欄 | 番 号 | 下 欄 |
| 海老園四丁目 | 一〇四五の二から一〇四五の二まで、一〇五八から一〇六〇まで | 海老園三丁目 | |

広島県告示第三十九号

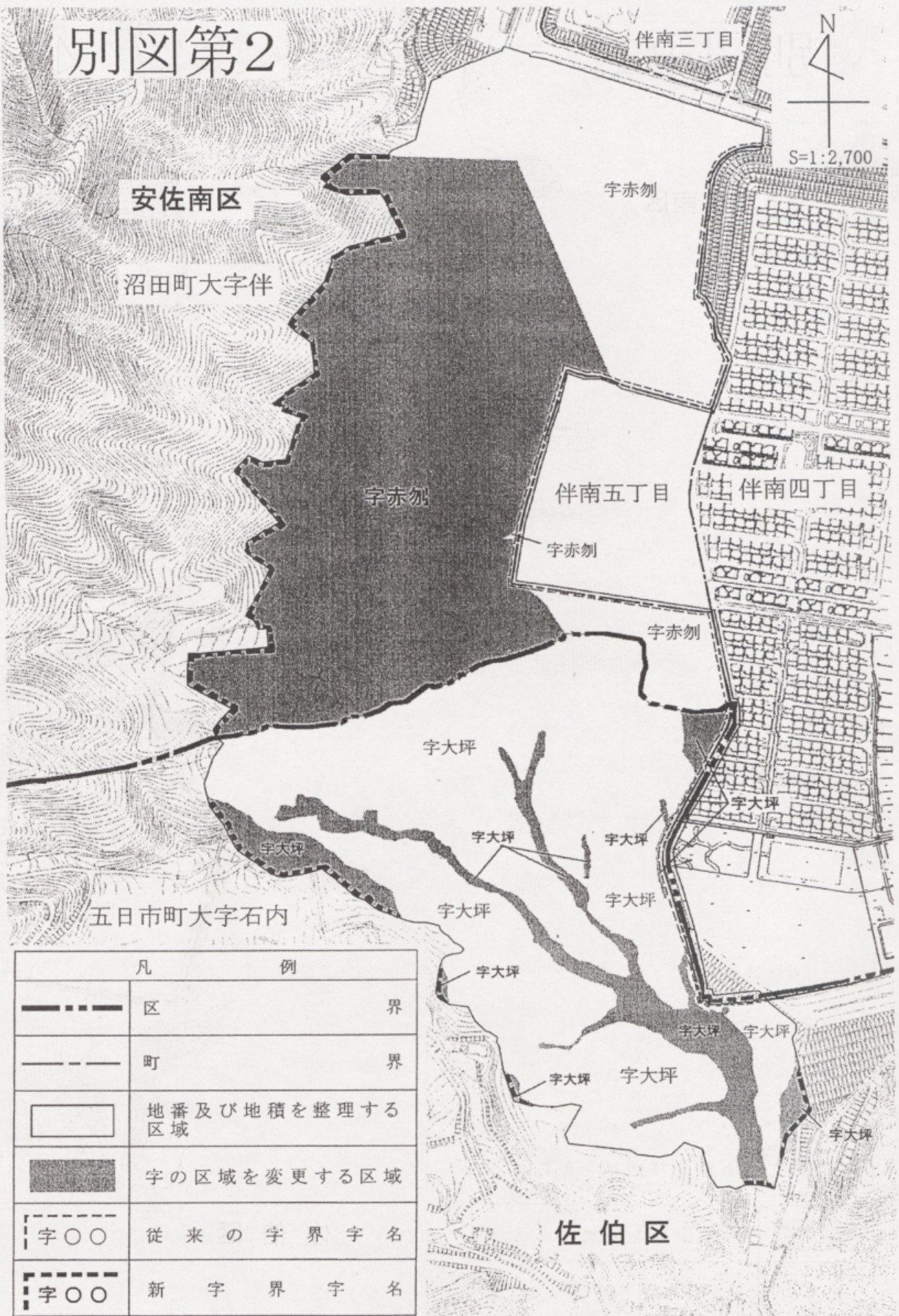
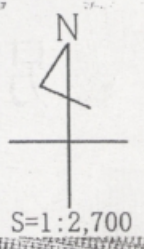
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市の区域内の別図第一に示す字の区域を別図第二に示す字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。
 平成十九年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

別図第1



別図第2



| 凡 例 | |
|-----|---------------|
| | 区 界 |
| | 町 界 |
| | 地番及び地積を整理する区域 |
| | 字の区域を変更する区域 |
| | 従 来 の 字 界 字 名 |
| | 新 字 界 字 名 |